

新型コロナウイルス関連情報

(3月17日 EU 委員会による EU 外から EU 及びシェンゲン域内への渡航禁止に関する提案)

3月16日、G7首脳電話会談後に行われたミシェル EU 理事会議長及びフォン・デア・ライエン EU 委員会委員長による共同記者会見によれば、EU 委員会は、30日間の暫定的制限措置として、EU 外から EU への渡航禁止を内容とする提案を策定し、本17日17:00から行われる EU 理事会において加盟国の合意を求めるとのことです。EU 各国の間で交渉が行われるため、その内容は変更・修正される可能性が十分あり、最終的には、EU 理事会の決定を待つ必要がありますが、EU 委員会が加盟国に提示した国境管理措置に関するガイドライン内容及び今回の記者会見からうかがわれる本提案のポイントは以下のとおりです。決定されましたら、内容を確認の上、改めてお知らせしますので、今後の続報にご注意ください。

1 入域制限は、第三国から EU 及びシェンゲン域内への全ての重要でない渡航に適用。英国は EU 市民とみなされ、英国から大陸への移動には適用されない。

2 下記が免除対象となる見込み(網羅できている訳ではありませんので、最終的には、EU 理事会の最終決定についての続報にご注意願います。)

- ・ EU 市民・シェンゲン協定加盟国の市民及びその家族。
- ・ 長期居住者で、他の EU 指令又は各加盟国の国内法に基づく居住権を有する、または長期ビザを持つ第三国国民。
- ・ 医療従事者や専門家、研究者。
- ・ 国境をまたがる労働者。
- ・ 物品の運搬に従事する輸送関係者。
- ・ 外交官、国際機関の職員、軍人及び人道支援関係者。
- ・ 乗り換えのみの旅客。
- ・ 必要不可欠な家族や人道上等の理由のある者。

3 適用期間は 30 日間。

4 シェンゲン圏に入域する EU 及び非 EU の全ての個人は国境において検査が行われる。